

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (3月28日時点)

3回目接種の接種券を送付

国の方針に基づき、2回目の接種が終了してから6カ月以上経過した18歳以上の人に接種券を送付します。接種券が届いたら、同封の接種対応医療機関一覧を確認の上、前回接種した医療機関等へ申し込みを。

▼4月の送付対象

2回目の接種時期	年齢区分	3回目接種可能時期
令和3年11月	18歳以上	令和4年5月以降

▼接種券の発送時期等 4月下旬に住民票上の住所へ発送

▼接種場所 原則として、前回接種した医療機関等

小児(5～11歳)への接種

国から示されたスケジュールに従って、5月中旬までに市内医療機関に順次ワクチンが配送されます。接種を希望する人は、接種券に同封の医療機関一覧を確認の上、各医療機関へ申し込みを。詳細は市ホームページをご確認ください。

12～17歳の3回目接種

12～17歳の人々の3回目接種が、予防接種法に基づく予防接種となりましたので、お知らせします。

▼接種対象 2回目接種から6カ月以上経過した12歳以上17歳以下の人

▼接種場所 原則として、前回接種した医療機関
※前回接種した医療機関で接種を行っていない場合は、接種券に同封または市ホームページ掲載の「医療機関一覧」から選択し予約を。

▼使用ワクチン ファイザー社ワクチン

■問い合わせ先 接種手続きに関すること…弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎ 0120-567-745、月～金曜日=午前9時～午後8時、日曜日・祝日=午前9時～午後5時、土曜日は休み)、その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (☎ 38-3190)

4月1日から
施行

弘前市犯罪被害者等支援条例を制定

市では犯罪被害にあった人を地域で支え、市民が安心して暮らすことができる社会の実現のため「弘前市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

【相談や情報提供等の窓口】

犯罪被害にあった人や、その家族・遺族の不安や疑問などについて、総合的に相談できる窓口を設置しています。相談内容に応じ、被害にあった人の負担を軽減できるよう、適切な関係機関に繋げたり、市の既存の制度を案内したりするなど、各種手続きに対応します。万が一被害にあった時は、一人で悩まずご相談ください。

▼相談窓口

窓口/電話番号	受付時間
市民協働課 (☎ 35-1664)	平日の午前8時30分～午後5時
あおり被害者支援センター (☎ 017-721-0783)	平日の午前9時～午後5時
県警察本部 警察安全相談室 (☎ 017-735-9110)	24時間受け付け/ 平日の午前8時30分～午後5時は専任相談員が対応
弘前警察署 警察安全相談窓口 (☎ 32-0111)	

▼見舞金・助成金など

名称/金額	内容など
遺族見舞金 (30万円)	犯罪行為により亡くなった人の遺族を支援
重傷病見舞金 (10万円)	犯罪行為により重傷病(療養期間が1カ月以上)を負った人を支援
転居費用の助成 (上限20万円)	犯罪行為が原因で現在の住所に住むことが難しくなった場合の転居費用を助成
心理相談料の助成 (上限1万円/2回まで)	犯罪行為に起因して心理相談(カウンセリング)を受ける場合の費用を助成

※いずれも令和4年4月1日以降に発生した犯罪の被害者等が対象です。

■問い合わせ先 市民協働課 (☎ 35-1664)



ふるって
ご応募ください

弘前市健康づくり表彰を新設～弘前市を元気にする健康づくりの取り組みを募集～

市民の健康増進に向けた機運を醸成し、健康寿命延伸を図るため、職場や地域で健康づくり活動に自主的、積極的に取り組んでいる市民や団体等を表彰する「弘前市健康づくり表彰」を新設し、応募者を募ります。自薦・他薦は問いませんので、ぜひご応募ください。

▼部門 ①団体の部…団体に所属または参加する人を対象に健康づくり活動を行う企業、市民団体、グループ等/②地域の部…地域住民等を対象に健康づくり活動を行う市民、企業等

▼募集期限 5月6日(金・当日消印有効)

▼応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の

上、活動概要がわかる資料や写真を添付し、郵送またはEメールで提出を。

※応募用紙は市ホームページからダウンロードできるほか、健康増進課でも配付しています。

▼表彰式 7月3日(日)開催の「市民の健康まつり」会場(ヒロロ、駅前町)で実施予定

▼表彰結果の公表 受賞団体等の取り組みは、市ホームページや広報ひろさきなどで紹介します。

■問い合わせ・応募先 健康増進課(〒036-8711、野田2丁目7の1、弘前市保健センター1階、☎ 37-3750、Eメール kenkou@city.hirosaki.lg.jp)

ぜひご利用
ください

ひろさき多子家族応援パスポート

多子家族の子育てを応援するため、市の公共施設(文化・体育・社会教育施設など)の使用料などが無料になるパスポートを発行しています。対象の人は申請してください。対象施設など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▼対象 平成16年4月2日以降に生まれた子どもが3人以上いる親子

▼申請に必要なもの 親子全員分の健康保険証な

ど扶養関係を証明する書類
※令和3年度のパスポートを持っている世帯で今年度も要件に当てはまる場合は、4月上旬に令和4年度のパスポートを郵送しています。



■問い合わせ・申請先 こども家庭課家庭給付係(市役所1階、☎ 40-7039)

空き家・空き地の
管理・活用を

空き家・空き地の利活用事業費補助金

空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き家・空き地(空き家を解体して更地で引き渡す土地を含む)の購入、空き家の賃借、空き家の解体、動産の廃棄に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象物件 次の条件をすべて満たす、弘前圏域空き家・空き地バンクに登録されている物件

◎空き家…市内にある空き家/築25年以上(※)/空き家になってから90日以上経過

(※)…市外からの移住者または子育て世帯が購入する場合、築25年未満の物件も対象。

◎空き地…市内にある空き地

▼申請期間 4月15日～令和5年2月24日(先着順、予算額に達した時点で終了)

補助対象者	補助対象経費	補助率
①空き家を購入する人	空き家の購入費用	2分の1(限度額20万円★)
②空き地を購入する人	空き地の購入費用	2分の1(限度額30万円★)
③市外からの移住者で空き家を賃借する人	3年間分の賃借料	2分の1(限度額25万円★)
④空き家を解体する人	解体費用	2分の1(限度額50万円)
⑤動産を廃棄する人	動産廃棄費用	2分の1(限度額5万円)

★…子育て世帯、移住者、3年以上バンクに登録された物件に該当する場合は、限度額にそれぞれ10万円を上乗せします(③は移住者を除く)。

■問い合わせ・申請先 建築指導課(市役所3階、☎ 40-0522)